び同条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた事由（同条第二十一項第五号及び第二十二項第六号に掲げるいずれかの事由をいう。）が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

び第二十二項第六号に掲げるいずれかの事由をいう。）が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

ヘ　当事者が商品（商品先物取引法第二条第一項に規定する商品をいう。以下この号において同じ。）若しくは商品指数（同条第二項に規定する商品指数をいう。以下この号において同じ。）又は約定数値（同項第三号に規定する約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの

ト　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第十号イからハまでに掲げる取引（イ及びロに掲げる取引にあっては、商品先物取引法第二条第三項に規定する商品及び第四項第六号まで及び第六号に掲げる取引に該当するものに限る。）又は金融指標が約定した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの

チ　当事者の一方の意思表示により当事者間において商品の売買取引若しくはヘ若しくはトに掲げる取引を成立させることができる権利（以下チにおいて「商品関連オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引　商品関連オプションを付与する立場の当事者となるもの又は商品関連オプションを取得する立場の当事者となるもの

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第二条　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第十六号イ中「第二条」を「第三条」に改め、同号ハ(1)中「）第三条第二項」を「）第二条第五項」に、「同法第四条第一項」及び「同法第三条第二項」を「同項」に、「特定供給者」を「認定事業者」に改め、同号ホ中「第六条第一項各号」を「第九条第三項各号」に改める。

第五十八条の二第一項第十五号ニ中「特定供給者」を「認定事業者」に改め、同号ホ中「第六条第一項各号」を「第九条第三項各号」に改める。

別紙様式第一号第7(2)の表中「特定供給者等」を「認定事業者等」に改め、同表示上の注意2中「第6条第1項」を「第9条第3項」に改め、同表示上の注意6中「第6条第1項」を「第9条第3項」に、「同条第4項」を「同法第10条第1項」に、「同条第5項」を「同条第2項又は第3項」に改め、同表示上の注意7中「特定供給者等」を「認定事業者等」に、「特定供給者」を「認定事業者」に改める。

別紙様式第二号中「別紙様式第2号（第58条第1項第22号関係）」を「別紙様式第2号（第58条第1項第26号関係）」に改める。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第三条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項第十五号イ中「第二条」を「第三条」に改め、同号ハ(1)中「）第三条第二項」を「）第二条第五項」に、「同法第四条第一項」及び「同法第三条第二項」を「同項」に、「特定供給者」を「認定事業者」に改め、同号ハ(2)及びニ中「特定供給者」を「認定事業者」に改め、同号ホ中「第六条第一項各号」を「第九条第三項各号」に改める。

別紙様式第7(2)の表中「特定供給者等」を「認定事業者等」に改め、同表示上の注意2中「第6条第1項」を「第9条第3項」に改め、同表示上の注意6中「第6条第1項」を「第9条第3項」に、「同条第4項」を「同法第10条第1項」に、「同条第5項」を「同条第2項又は第3項」に改め、同表示上の注意7中「特定供給者等」を「認定事業者等」に、「特定供給者」を「認定事業者」に改める。

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十四号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（消費者教育推進室）	（企画官）
第四条　消費者教育・地方協力課に、消費者教育推進室を置く。	**第四条**　消費者教育・地方協力課に、企画官一人を置く。
2　消費者教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　企画官は、命を受けて、消費者教育・地方協力課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。
一　消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち消費者教育に関するもの企画及び立案並びに推進に関すること。	
二　消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち消費者教育に関するもの企画及び立案並びに推進に関すること。	
三　消費者教育の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十一号）第九条第一項に規定する消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。	